

平成 24 年 7 月 1 日

羽曳野市総務部契約検査課

羽曳野市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

平成 24 年 8 月 1 日から羽曳野市暴力団排除条例が施行されることに伴い、公共工事等の受注に際し、元請負人及び下請負人等の方は、下記による暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 対 象 契約金額が 500 万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）
2. 誓約書様式 別紙 元請用（様式第 1 号） 下請用（様式第 2 号）
3. 提出期限 ○元請負人の方
当該契約書提出時に本市へ提出してください。
ただし、電子入札案件については、落札候補者となった時に所定の日までに提出してください。
○下請負人等の方
下請負契約等を締結する時に、元請負人を通じて本市へ提出してください。
4. 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
○元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
⇒当該契約を解除し、違約金を徴収
○本市の入札参加資格を有する元請負人又は下請負人等の場合
⇒一定期間（2 年又は 1 年＋改善されるまで）の入札等排除措置、及び公表
○本市の入札参加資格を有しない下請負人等の場合
⇒一定期間（2 年又は 1 年）の公表
5. 誓約書を提出しない場合
○元請負人の場合⇒当該契約を締結しません。
○本市の入札参加資格を有する元請負人又は下請負人等の場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）⇒3 カ月の指名停止
6. 誓約違反の措置を適用する範囲
○誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合
（改善された事実があっても措置します。）
○誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合
（ただし、契約までに改善された場合は措置しません。）
7. 施行日
平成 24 年 8 月 1 日